

基礎講習会の種類 (該当する資格)

- I 高度管理医療機器用 (第162条第1項第1号)
- II 視力補正用レンズ等用 (第162条第2項第1号)
- III プログラム高度管理医療機器用 (第162条第3項第1号)
- IV 特定管理医療機器用 (第175号第1項)
- V 補聴器用 (第175号第1項第1号)
- VI 家庭用電気治療器用 (第175条第1項第2号)
- VII プログラム特定管理医療機器用 (第175条第1項第3項)

		取扱える医療機器の区分	講習会の種類
高度管理 医療機器	下記を除く高度管理医療機器		I
	視力補正用レンズ		I II
	プログラム高度管理医療機器		I III
管理 医療 機器	特定	下記を除く特定管理医療機器	I II IV
		補聴器	I II IV V
		家庭用電気治療器	I II IV VI
		プログラム特定管理医療機器	I II IV VII
	検体測定室における検査で使用される医療機器	I II IV ※	
家庭用	専ら家庭に用いて使用されるもので 厚生労働大臣の指定する医療機器	管理者不要区分	

※看護師、臨床検査技師の資格を有する者(検体測定室における検査で使用する医療機器のみを販売等する営業所に限る)

～営業管理者となるための基礎講習実施機関～		
① 公益財団法人医療機器センター	TEL 03 (3813) 8156	http://www.jaame.or.jp/
② 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会	TEL 03 (5805) 1910	http://www.hapi.or.jp/
③ 公益財団法人総合健康推進財団	TEL 03(6262)9450	https://www.s-kenko.org/